

# 市川写真家協会 会 則

制定 平成16年(2004年)11月1日  
改定 平成16年(2004年)12月1日  
改定 平成17年(2005年)4月17日  
改正 平成18年(2006年)4月14日  
改定 平成19年(2007年)2月24日  
改定 平成19年(2007年)4月1日  
改定 平成21年(2009年)4月1日  
改定 平成22年(2011年)4月1日  
改定 平成25年(2013年)2月17日  
改定 平成26年(2014年)2月9日  
改定 平成27年(2015年)2月14日  
改定 平成29年(2017年)2月12日  
改定 平成30年(2018年)2月11日

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

- 1 本会は、市川写真家協会という。
- 2 英語の表記をIchikawa Professional Photographers Societyとし、略称はIPPSとする。

### 第2条 (事務所)

本会は、事務局を千葉県市川市八幡4-5-18に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

本会は、市川市における写真文化の普及と発展に寄与し、また、写真を通じた市川市の魅力を後世に留め、且つ広く内外に向けて発信することを目的とする。

### 第4条 (事業活動)

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

#### (1) 非営利活動に係る事業活動

- ① 写真展、写真を主題とする文化イベント、写真コンテストの企画と開催
- ② 無料の研修会、相談会、撮影指導講師、講演会等の開催
- ③ 児童・青少年を対象とした、写真に関する課外授業の開催
- ④ 写真家の発掘と、雇用・販路の拡充を支援する業務
- ⑤ 国内外の写真家および写真団体との写真文化交流を図る事業
- ⑥ 写真に関するチャリティー事業
- ⑦ その他、目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業活動

- ① 撮影全般、写真販売・写真貸出しと、それらの取次
- ② 有料の研修会、相談会、撮影指導講師、講演会等の開催
- ③ 他団体 への講師派遣
- ④ デジタルアーカイブスの構築とその運営

### 第3章 会員

「正会員」：本会が要求する要件を満たし、且つ本会の目的に賛同して入会した個人および団体。

#### 第5条（入会）

職業写真家、並びに写真もしくは撮影に関する業務を行う者及びかつて行っていた者から成る団体で、会則・設立趣意書などに示された本会の活動目的に賛同することが入会の条件となる。本項を満たして入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事会の承認を経て入会を認める。

#### 第6条（会費）

- 1 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。  
尚、年度の中途入会の場合は、月割りで納入するものとする。
- 2 会員の会費納入は前納とする。

#### 第7条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第8条（退会）

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第9条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第10条（拠出金品の不返還）

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### 第11条（種別及び定数）

- 1 本会には次の役員を置く。
  - (1) 理事 5人以上 10人以内
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を会長、1人ないし2人を副会長、1人を会計、1人を事務局長とする。

#### 第12条（選任等）

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長、副会長、会計及び事務局長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、本会の理事を兼ねることができない。

### 第13条（職務）

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この会則及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正行為、又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### 第14条（任期等）

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

### 第15条（欠員補充）

理事又は監事の中、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### 第16条（解任）

- 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### 第17条（報酬等）

- 1 いかなる役員も、報酬を受けることができない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第18条（職員）

- 1 本会に事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事会が任免する。

### 第19条（専門委員会）

- 1 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する必要事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第5章 総会

### 第20条（種別）

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第21条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第22条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

#### 第23条（開催）

- 1 通常総会は、毎事業年度1回、2月に開催する。
- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### 第24条（招集）

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

#### 第26条（定足数）

総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第27条（議決）

- 1 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第28条（表決権等）

- 1 各会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第29条（議事録）

1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数、書記名。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長が署名しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第30条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

### 第31条（権能）

理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第32条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### 第33条（招集）

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### 第34条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### 第35条（議決）

- 1 理事会における議事事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第36条（表決権等）

- 1 各会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 第37条（議事録）

1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者指名、書記名。
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
2 議事録には、議長が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### 第38条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第39条（資産の区分）

本会の資産は、これを分けて非営利活動に関する事業に係る資産、及びその他の事業に係る資産の2種とする。

### 第40条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第41条（会計の原則）

本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第42条（会計の区分）

本会の会計は、これを分けて非営利活動に係る事業に関する会計、及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### 第43条（事業報告及び決算）

- 1 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第44条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年2月1日に始まり1月31日に終わる。

### 第45条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 会則の変更、解散、合併及び法人化

第46条（会則の変更）本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

### 第47条（解散）

- 1 本会は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議

- (2) 会員の欠亡
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 法人化

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

#### 第48条（残余財産の帰属）

- 1 本会が解散（合併又は破産又は法人化による解散を除く。）したときに残存する財産は、別に理事会が定めた方法により、全会員に帰属する。
- 2 本会が第53条1項5号の事由により解散したときに残存する財産は、本会の法人化に伴い支出する諸経費に充て、残余分は法人設立当初の資産とする。

#### 第49条（合併）

本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

#### 第50条（法人化）

- 1 本会が法人化するときは、特定非営利活動法人へのみ行い、営利法人へは行わない。
- 2 本会が法人化しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

### 第9章 雑則

#### 第51条（細則）

この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 平成29年（2017年）2月12日より、本会の役員は、次に掲げるものとする。
- 3 平成30年（2018年）2月11日より、本会の役員は、次に掲げるものとする。

理事	会長	小島 愛一郎
理事	副会長	内田 園子
理事	事務局長	大峽 章禧男
理事	会計	内田 園子
理事		山崎 美喜男
理事		西尾 哲夫
理事		吉川 明範
理事		池田 弘之
監事		水上 みさき

- 4 本会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 7 本会の設立当初の会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
正 会 員 年会費 個人 12,000円 団体 24,000円

8・本会の会費は、第6条の規定にかかわらず、平成30年(2018年)より次に掲げる額とする。

正 会 員 年会費 個人 13,200円 団体 24,000円

#### 第58条 (IPPSクラブ)

本会は、第3章に示す会員とは別に、これら会員と活動を共にする「IPPSクラブ会員」から成る「IPPSクラブ」を組織し、管理する。